

# 減損会計基準の早期適用に関する分析

加藤義利

名古屋市立大学大学院経済学研究科 経済政策分析専攻 博士後期課程  
yoshito@katokaikei.co.jp

## 要約

近年、欧米における企業会計制度は、取得原価主義の会計制度から、公正価値会計への移行が進み、我が国の制度も、そうした国際的な流れに沿う形で改革が押し進められた。まず 2000 年 3 月期より、連結財務諸表重視の決算制度、キャッシュフロー計算書の作成、税効果会計に係る会計基準、研究開発費等に係る会計基準の適用が開始され、また、2001 年 3 月期より、金融商品に係る会計基準、退職給付に係る会計基準、外貨建取引等会計処理基準の適用が開始された。そして、一連の会計制度改革の締めくくりとして、2006 年 3 月期より固定資産の減損に係る会計基準が開始され、減損会計制度の本格適用が始まった。

減損会計は、企業の保有する資産を対象に、その資産から将来に得られるであろう便益と現在の簿価を比較し、簿価が得られる便益を下回っている場合、その便益まで簿価を減額する会計制度である。我が国の企業の多くは、1980 年代後半のバブル経済期に固定資産へ多額の投資を行っており、そうした固定資産が 1990 年初頭のバブル崩壊と共に不良資産化したことから、財務諸表が企業の価値を正しく表していないのではないかという批判があった。一方で近年、財務諸表に求められる機能が公正な企業価値の表示へと移行していく中で、減損会計の導入が必要であった。

このような流れの中で減損会計制度の導入時期については、2006 年 3 月期より適用が必要な全企業に導入が義務付けられる一方で、2004 年 3 月期及び 2005 年 3 月期からも任意で導入することが認められ、企業は 3 段階での減損会計適用が認められていた。これは、減損会計制度適用へ向けた企業の準備への考慮と減損会計適用による影響の大きさへの考慮からの猶予措置であった。この猶予措置により、2004 年 3 月期の早々期や 2005 年 3 月期の早期においては、減損会計を適用するか適用しないか選択が可能であり、企業は適用による費用と効果を考慮して意思決定を行ったと考えられる。

本論文では、企業による減損会計の早期適用行動を説明するため、2004 年 3 月の早々適用期及び 2005 年 3 月の早適用期を対象に、企業の業績と規模の 2 点に着目し、財務データをもとに分析を行う。

キーワード：減損会計、新会計基準の導入、企業行動